

市民税・県民税申告受付 相談が始まります

▼問い合わせ先＝税務課市民税係（☎内線153、154）

期日	会場	時間
2月16日(月)	末崎町ふるさとセンター	10:00～15:00
2月17日(火)	末崎町ふるさとセンター	10:00～12:00
2月18日(水)、19日(木)	三陸公民館	10:00～15:00
2月20日(金)	三陸公民館	10:00～12:00
2月24日(火)～3月13日(金) ※土曜・日曜・祝日を除く	シーパル大船渡	10:00～15:00
3月16日(月)	シーパル大船渡	10:00～12:00

■申告書を送付する人

令和8年1月1日現在、
大船渡市に住民登録してい
る18歳以上の人で、前年度
に大船渡市で市民税・県民
税の申告をした人（確定申
告を除く）

※申告書が送付されなくて
も、必要な人は申告して
ください。

※申告書、附表、申告の手
引きは、市役所本庁税務
課、三陸支所、綾里・吉
浜地域振興出張所に備え
付けているほか、市の
ホームページからダウン
ロードできます。

※申告書と扶養親族のマイ
ナンバー（個人番号）と、
申告者の本人確認書類

※会場の混雑緩和のため、
自宅などで作成し、郵送
での提出にご協力くださ
い。申告の手引きに記載

※譲渡所得などの複雑な計
算が必要な申告の場合、
税務署での申告を案内す
ることがあります。

●申告書と扶養親族のマイ
ナンバー（個人番号）と、
申告者の本人確認書類

●会場の混雑緩和のため、
自宅などで作成し、郵送
での提出にご協力くださ
い。申告の手引きに記載

●譲渡所得などの複雑な計
算が必要な申告の場合、
税務署での申告を案内す
ることがあります。

●申告書と扶養親族のマイ
ナンバー（個人番号）と、
申告者の本人確認書類

●会場の混雑緩和のため、
自宅などで作成し、郵送
での提出にご協力くださ
い。申告の手引きに記載

●譲渡所得などの複雑な計
算が必要な申告の場合、
税務署での申告を案内す
ることがあります。

●申告書と扶養親族のマイ
ナンバー（個人番号）と、
申告者の本人確認書類

●会場の混雑緩和のため、
自宅などで作成し、郵送
での提出にご協力くださ
い。申告の手引きに記載

●譲渡所得などの複雑な計
算が必要な申告の場合、
税務署での申告を案内す
ることがあります。

●申告書と扶養親族のマイ
ナンバー（個人番号）と、
申告者の本人確認書類

●会場の混雑緩和のため、
自宅などで作成し、郵送
での提出にご協力くださ
い。申告の手引きに記載

●譲渡所得などの複雑な計
算が必要な申告の場合、
税務署での申告を案内す
ることがあります。

●申告書と扶養親族のマイ
ナンバー（個人番号）と、
申告者の本人確認書類

●会場の混雑緩和のため、
自宅などで作成し、郵送
での提出にご協力くださ
い。申告の手引きに記載

（2）運転免許証、公的医療保
険の被保険者証など
※必要な書類がないと申告
の受け付けができない場
合がありますので、ご注
意ください。

※各種控除を適用して所得
税の還付を受ける場合
は、確定申告が必要です。
※「令和7年分公的年金等
の受給者の扶養親族等申
告書」を日本年金機構に
提出していない人は、扶
養控除などが適用され
ない場合があります。
適用状況はお手元の「公
的年金等の源泉徴収票」
をご確認ください。

※ご自身のスマートフォン
やマイナンバーカードを
使って、e-TAX、マイ

INEでの予約には、国税
庁LINE公式アカウント
の友だち追加が必要です。
※ご自身のスマートフォン
やマイナンバーカードを
使うことで、e-TAXで提出
する際、マイナンバー
カードに設定した2種類
のパスワードと電子証明
書が必要です。無効化さ
れていないかを来場前に
必ずご確認ください。

※スマートフォンとマイナ
ンバーカードを持参した
人は、スマートフォンか
ら申告書を作成し、e-T
AXで提出いただきます。
TAXで提出いただきます。
この際、マイナンバー
カードに設定した2種類
のパスワードと電子証明
書が必要です。無効化さ
れていないかを来場前に
必ずご確認ください。

※マイナンバーカードを利
用して、パソコンやスマ
ートフォンで自宅から24時間
いつでも申告が可能です。
ぜひご利用ください。

●マイナンバーカードを利
用して、パソコンやスマ
ートフォンで自宅から24時間
いつでも申告が可能です。
ぜひご利用ください。

●マイナンバーカードを利
用して、パソコンやスマ
ートフォンで自宅から24時間
いつでも申告が可能です。
ぜひご利用ください。

●マイナンバーカードを利
用して、パソコンやスマ
ートフォンで自宅から24時間
いつでも申告が可能です。
ぜひご利用ください。

（3）公的年金などを受給して
いる皆さんへ
●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

▼期間：2月16日（月）～
3月16日（月）
※土曜・日曜・祝日を除く
設します。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別
控除の申告をする場合
・青色申告をする場合
・公的年金などを受給して
いる皆さんへ

●公的年金の収入金額が
400万円以下で、かつ、
公的年金などの雑所得以外
の所得金額が20万円以下の
場合、所得税の確定申告は
不要です。ただし、市民税
県民税は申告が必要です。

●大船渡税務署では、確定
申告の申告書作成会場を開
設します。

●青色申告をする場合
・初めて住宅借入金等特別